

**博士論文審査結果報告**  
**Report on Ph.D. / Doctoral Dissertation Defense**

政策研究大学院大学  
教授 飯尾 潤

審査委員会を代表し、以下のとおり審査結果を報告します。

On behalf of the Doctoral Thesis Review Committee, I would like to report the result of the Ph. D. / Doctoral Dissertation Defense as follows.

学位申請者氏名 Ph.D. Candidate	舟木 康郎		
学籍番号 ID Number	DOC13052		
プログラム名 Program	政策プロフェッショナルプログラム Policy Professionals Program		
審査委員会 Doctoral Thesis Review Committee	主査 Main referee	飯尾 潤 IIO, Jun	主指導教員 Main advisor
	審査委員 Referee	恒川 恵市 TSUNEKAWA, Keiichi	副指導教員 Sub advisor
	審査委員 Referee	園部 哲史 SONOBE, Tetsushi	博士課程委員会委員長 Chairperson of the Ph. D. Programs Committee
	審査委員 Referee	内記 香子 NAIKI, Yoshiko (大阪大学大学院国際公共政策研究科 准教授/ Associate Professor of Osaka School of International Public Policy, Osaka University)	外部審査員 Referee from outside institutions
論文タイトル Dissertation Title  (タイトル和訳)※ Title in Japanese	植物検疫に関する国際紛争における制度選択		
学位名 Degree Title	博士 (政策研究) Doctor of Policy Studies		
論文提出日 Submission Date of the Draft Dissertation	平成 27 (2015) 年 12 月 28 日	論文審査会開催日 Date of the Degree Committee Meeting	平成 28 (2016) 年 1 月 25 日
論文発表会開催日 Date of the Defense	平成 28 (2016) 年 1 月 25 日	論文最終版提出日 Submission Date of the Final Dissertation	平成 28 (2016) 年 2 月 29 日
審査結果 Result	合格 Pass		
	不合格 Failure		

※タイトルが英文の場合、文部科学省に報告するため、和訳を付してください

If the title is in English, please translate in Japanese in order to report MEXT.

## 1. 論文要旨 Thesis overview and summary of the presentation.

本論文は、植物検疫に関する国際紛争に関して、WTO や国際植物防疫条約など、複数の国際条約に基づく紛争解決制度があるなかで、当事国が、どのような形で紛争解決制度を選択しているのか、制度の分析とともに、事例を複数比較することによって、国際紛争における制度選択という問題に、一定の示唆を与えようとする研究である。国際的な相互依存が深まるなかで、国際的な制度も増加しており、類似の目的や機能を持つ国際制度が併存する状況となってきた。そのため、どのような理由で、国家の具体的な制度選択が行われるのかが研究上の一つの焦点となっているが、本論文は植物防疫という分野を取り上げて、制度選択の具体的なあり方を検討し、制度選択の原因に関して一定の結論を得て、具体的な政策的含意を導き出した論文である。

まず第1章では、はじめに、国際的な枠組みの急増と、国際社会における「法化」という傾向を前提に、国際的な制度選択（フォーラムショッピング）を迫られる国家が、どのように制度選択しているのかという問題意識が示されている。そして、植物検疫に関しては、WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）と国際植物防疫条約（IPPC）という二つの異なる国際的制度があること、しかしながら、従来はもっぱら WTO 側の制度が選択されていたのが、近年 IPPC が選択される例が出てきたところから、その比較によって、制度選択のメカニズムが明らかにするという研究の目的が述べられる。そして、制度選択に関する先行研究や、ハードローとソフトローに関する議論が SPS 分野において、どのように論じられてきたのかという点を中心に、先行研究の整理がなされている。

第2章では、まず、植物検疫に関する国際的紛争解決の枠組みについて、その形成過程と制度の変遷が整理され、第一次的なルールと第二次的なルールという概念を用いて、WTO 紛争解決制度と IPPC の紛争解決制度が併存するに至った過程が説明されている。すなわち、既に 1952 年に発効していた IPPC が、1995 年に発効した SPS 協定において植物検疫関連の国際基準策定機関として位置づけられることにより、第一次的ルール部分（＝条約本体）の機能強化に繋がった。他方、SPS 協定上用意されている第二次的ルール（＝紛争解決制度）は WTO 紛争解決制度であるが、SPS 協定の側からは IPPC に含まれる紛争解決制度の用いることを妨げないとされることで、両者が併存することになったのである。

第3章では、法化モデルを用いて、植物検疫制度に関する紛争解決制度を分析して、WTO の紛争解決制度は法化の度合いが高く、それに対して IPPC は法化の度合いが低く、さらに SPS 委員会は柔軟性が高く、法化の度合いがさらに低いということが分かった、そこで、WTO の紛争解決制度をハードロー、IPPC の紛争解決制度や SPS 委員会の紛争解決機能をソフトローとして、両者の役割を分析することとなった。

これを受けて、第4章では、現在知られている植物防疫に関する具体的な紛争事例を順番に検討することで、制度選択とエスカレーションの実例を具体的に記述し、国家による制度選択のパターンを特定した。そこでは、まず、最も頻繁に活用されている「特定の貿易上の関心事項」(STC) で取り扱われる植物検疫案件について統計的な分析を行った。その結果として、植物検疫分野の STC の解決率は約 6 割と、同じ衛生植物検疫分野である食品安全分野のそれ（約 4 割）と比較し

て解決されやすい傾向があることが明らかになった。また、STCとして提起される案件としては、生果実類が最も多く、また、それらの案件がWTO紛争解決制度に進みやすいことが明らかになった。次に、IPPCに懸念が持ち込まれた案件とSTCの案件の比較により、IPPC案件は、SPS委員会のSTCとして既に提起された、あるいは提起されうる案件であると推察された。他方で、IPPC案件はWTO紛争解決制度が活用された案件には含まれていないことが示された。

続いて、より具体的に、WTO（6件）及びIPPC（2件）の紛争解決制度の活用事例を分析し、制度選択がどのように行われたのかを確認した。この結果、植物検疫案件については、①WTO提訴された案件は全てまずSPS委員会においてSTCとして提起され、リスクを最小限にするために漸進的に手続きが進められていると考えられること、②日米農産物、日米りんご及び豪NZりんごという、WTO上級委員会までに至ったケースでは、結果的に法的拘束力のあるフォーラムが選択されており、案件が技術的内容の協議でも、一般的な通商政策の文脈で判断がなされたと考えられること、③豪比生果実、豪EU検疫制度、及び米アルゼンチン・レモンという、WTOパネルの直前で停止した案件については、「法の影での交渉」が行われたと考えられること、④IPPCが選択されたEU南ア・カンキツ、及びEU北米木材梱包材の案件では、友好的な(amicable)な解決が行われるフォーラムが選択されたと考えられること、といったように4つのパターンを特定することで、実際の紛争解決のあり方が記述された。

そうして第5章では、結論として、次の5つの点が導かれた。第一に、植物検疫に関する紛争解決制度の並存状況については、IPPCの紛争解決制度が植物検疫案件の技術的側面を扱うこととなり、このため、法的な審議を行うWTO紛争解決制度との間で対立することなく、並存することとなったと考えられたこと。第二に、植物検疫では、国家はハードローの前にまずソフトローを選択し、漸進的な制度選択を行うものと考えられること。第三に、植物検疫上の紛争解決は、ハードロー(WTO紛争解決制度)の利用が効果的とは必ずしも言えず、むしろソフトロー(特にSPS委員会)が紛争解決手段として機能しやすいと考えられること。第四に、IPPCの紛争解決制度がこれまで利用されてこなかった理由は、WTO紛争解決制度が存在するためでなく、SPS委員会におけるSTCの提起が機能しているためと考えられること。第五に、EU南ア・カンキツの案件でIPPCの紛争解決制度が活用された理由は、輸出国(南ア)と輸入国(EU)の双方が技術的解決を望む意思があり、かつ、輸出国側がWTO紛争解決制度を活用しにくい事情があったという2条件が重なったことによるものと考えられること。

最後に、政策的含意として、第一に、科学・技術専門家による勧告による紛争解決を図るIPPCの紛争解決制度の重要性は貿易の更なる増大等により高まる可能性があること、第二に、政府にとっては国際的枠組みの形成への積極的な関与が重要であること、第三に、植物検疫上の紛争問題が生じた場合には、リスクを避ける観点から各国ともまずはソフトローでの解決を追求すべきこと、第四に、科学・技術を伴う紛争の生じうる他分野においてもIPPCの紛争解決制度のような特徴を有した紛争解決制度の設立と活用が貿易上の紛争問題の解決の一助となる可能性があること、が指摘されている。

## 2. 審査報告 Notes from the Doctoral Thesis Review Committee (including changes required to the thesis by the referees)

平成 28 年 1 月 25 日 (月)、本論文の最終発表会に引き続き、審査委員会が開催された。審査委員は飯尾潤教授 (主査)、恒川恵市教授 (副査)、内記香子大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授 (外部審査員)、および園部哲史博士課程委員会委員長の 4 名である。その場で指摘された主な意見は次の通りであり、軽微な修正についての確認が主査に一任された上で、舟木氏に対して、博士 (政策研究) の学位が与えられるべきであるという点で意見が一致した。

1. 従来あまり研究されてこなかった植物検疫分野における国際紛争処理についての本格的研究であり、丁寧に事実を発掘しており、手堅い事例研究として高く評価できる。

2. 事例の数に制約があるために、仮説の論証は難しい研究ではあるが、その制約をもとで、法化モデルなどを用いた分析によって、WTO の限界についてなど重要な示唆が得られており、意義深い研究となっている。

3. 表現上の問題として、一部論文の構成上つながりが見えにくかったり (第 1 章の「知識共同体」に関する記述、第 5 章の気候変動条約との比較の部分)、結論がわかりにくかったりするところ (第 5 章の結論部分で、それぞれの紛争解決制度を総合して比較する部分) があるので、加筆してわかりやすくすべきである。

4. TPP 交渉の大筋合意や、2015 年 7 月に SPS 委員会において制定された仲裁制度の概要など、最新の動向も取り込んで、説明しておいた方がよい。

5. 用語の選択に問題があって、不明確になっている部分などもあるので、表記について再度点検する必要がある。

## 3. 最終提出論文確認結果 Confirmation by the Main Referee that changes have been done to the satisfaction of the referees

審査委員会で最終稿の確認について一任を受けた主査が、修正意見が適切に反映していることを確認した。

## 4. 最終審査結果 Final recommendation

上記のように、審査委員会では本論文が手堅い学術研究であって、本学の博士論文として適当

であるとの結論を得たうえ、主査が付された修正意見についても適切に対応されていることを最終確認したため、修正版の提出を持って審査を終了し、審査委員全員は本論文が本学博士論文として妥当であると結論づけた。